

# 長期脱炭素電源オークションの 概要について (応札年度：2025年度)

2025年7月

電力広域的運営推進機関

- 容量市場とは、電力量、調整力といった電力に係る価値のうち「将来の供給力（kW）」を取引するための市場であり、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）が2020年度に開設しました。
- さらに2023年度から容量市場の一部として、長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）を開設したため、本オークションの制度概要について説明いたします※1。

### 【電力の価値を取引する市場及び容量市場の構成】

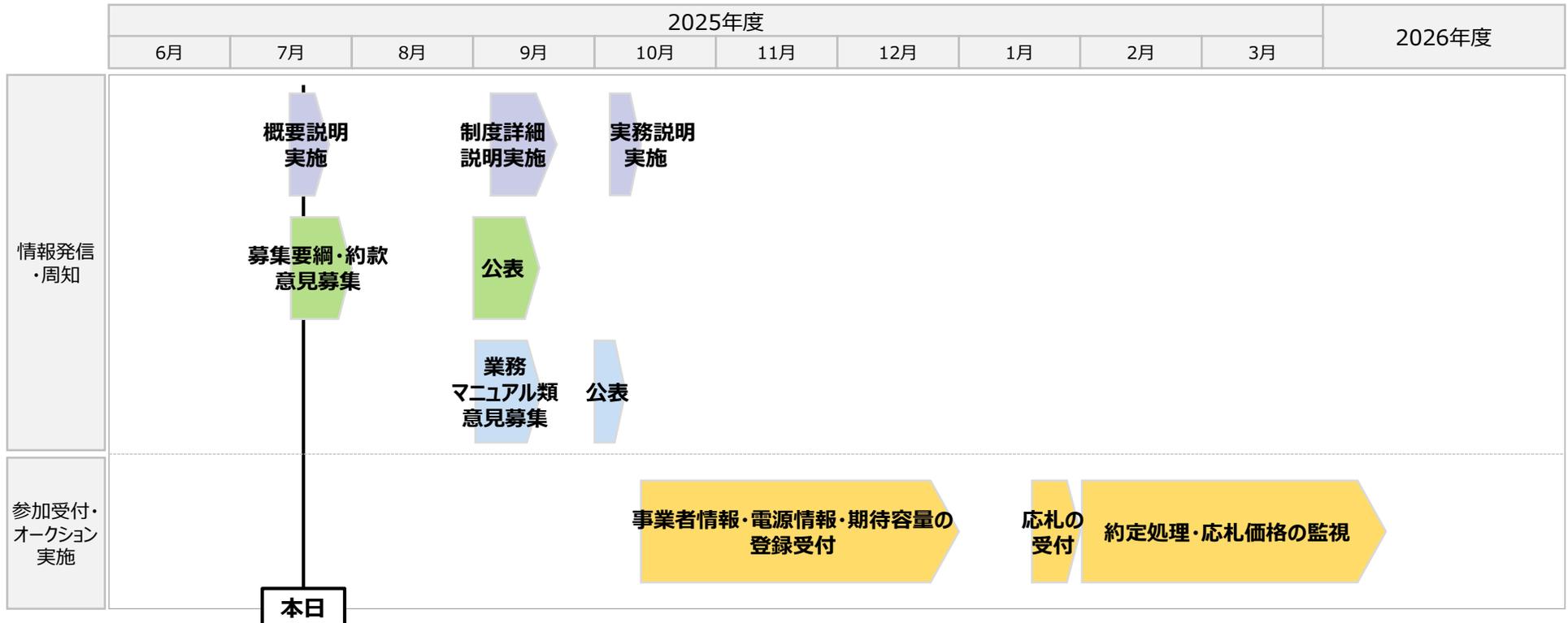
市場	役割	主な取引主体	容量市場を構成するオークション	概要	
2020年度開設 容量市場	国全体で必要となる「将来の供給力（kW価値）」の取引	広域機関	容量オークション ※2	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する	
卸電力市場	需要家に供給するための電力量（kWh価値）の取引	小売電気事業者		追加オークション	メインオークション実施後、必要と判断された場合に供給力を提供する年度の1年前に実施する
需給調整市場	ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力（ΔkW価値+kWh価値）の取引	一般送配電事業者		2023年度創設 長期脱炭素電源オークション	新規電源投資(リプレイス、改修も含む)を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するために実施する
				特別オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する

※1 本資料と長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款との記載が異なっている場合は、長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款を優先します。

※2 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力をオークションで募集する仕組み

- 本日の概要説明以外にも、制度詳細及び実務に関する説明や関連文書に関する意見募集等の情報発信・周知の機会を設けてまいります。
- なお、概要説明をはじめ各説明の動画は本機関ホームページにて順次公開する予定です。

※ 記載の時期は確定前につき、目安



1. 長期脱炭素電源オークション導入の必要性
  - 1-1 容量市場の導入状況
  - 1-2 長期脱炭素電源オークションの背景
  - 1-3 容量市場の構成
  - 1-4 長期脱炭素電源オークションの目的
2. 長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の概要
  - 2-1 長期脱炭素電源オークションにおける供給力確保の仕組み
  - 2-2 長期脱炭素電源オークションの方式
  - 2-3 募集量の考え方
  - 2-4 オークション～制度適用期間の流れ
3. 発電事業者等が長期脱炭素電源オークションへ参加する仕組み
  - 3-1 長期脱炭素電源オークションへの参加登録資格
  - 3-2 長期脱炭素電源オークションの対象電源
  - 3-3 募集量
  - 3-4 参加対象電源等の条件
  - 3-5 応札価格の考え方
  - 3-6 応札容量の考え方
  - 3-7 長期脱炭素電源オークションでのリクワイアメント
  - 3-8 容量提供事業者の収入
  - 3-9 他市場収益の還付割合
  - 3-10 容量確保契約金額の受取・還付のタイミング
4. 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み
  - 4-1 小売電気事業者等と容量拠出金の関係
  - 4-2 容量拠出金の算定方法
  - 4-3 容量拠出金の還元の考え方
  - 4-4 容量拠出金の支払い・還元のスケジュール
5. その他
  - 5-1 長期脱炭素電源オークションに関する今後のスケジュール
  - 5-2 2024年度からの主な変更・更新事項
  - 5-3 長期脱炭素電源オークションとメインオークションの主な違い
  - 5-4 お知らせ

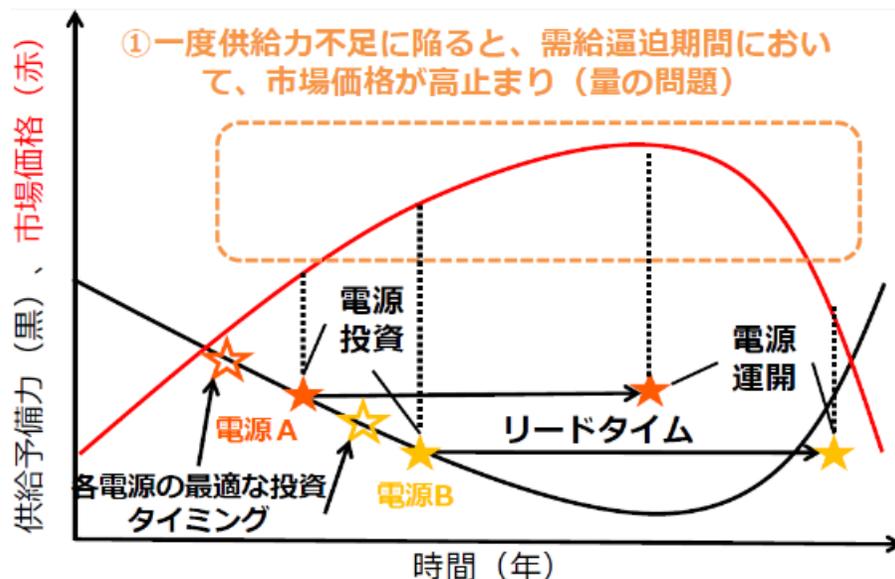
# 1. 長期脱炭素電源オークション導入の必要性

- 1 - 1 容量市場の導入状況
- 1 - 2 長期脱炭素電源オークションの背景
- 1 - 3 容量市場の構成
- 1 - 4 長期脱炭素電源オークションの目的

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されます。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- そのため、容量市場によって、一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目指します。

### 【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



## 供給力確保の仕組み

- 供給力確保の仕組みには、容量メカニズムや、人為的に市場価格 (kWh価値) を大幅に引き上げる (スパイク) 手法などが存在し、これらを組み合わせて導入している国もあります。
- さまざまな供給力確保の仕組みがあるなかで、容量メカニズムが最も効率的な仕組みと考えられるため、2020年に容量市場を開設しました。

### 【供給力確保の仕組み】

(第2回 市場整備WG資料から抜粋・本機関にて一部加筆)

	容量メカニズム	人為的な価格スパイク	Energy Only Market
概要	卸電力市場(kWh市場)とは別に、発電等による供給能力に対する価値を認め、その価値に応じた容量価格(kW価格)を支払う	発電投資回収を卸電力市場(kWh市場)に委ねるが、ある一定の供給力・予備力水準を下回った時点で、人為的に市場価格(kWh価格)を上昇させる	発電投資回収を完全に卸電力市場(kWh市場)に委ね、需給ひっ迫時に市場価格(kWh価格)は無制限に上昇する
投資回収イメージ	<p>kW価格 + kWh価格</p> <p>供給力・予備力</p>	<p>kWh価格</p> <p>供給力・予備力</p>	<p>kWh価格</p> <p>供給力・予備力</p>
実施国	米国PJM イギリス 等	米国ERCOT 等	ルウエー カナダAESO 等

投資回収の予見性を高めるための措置有り

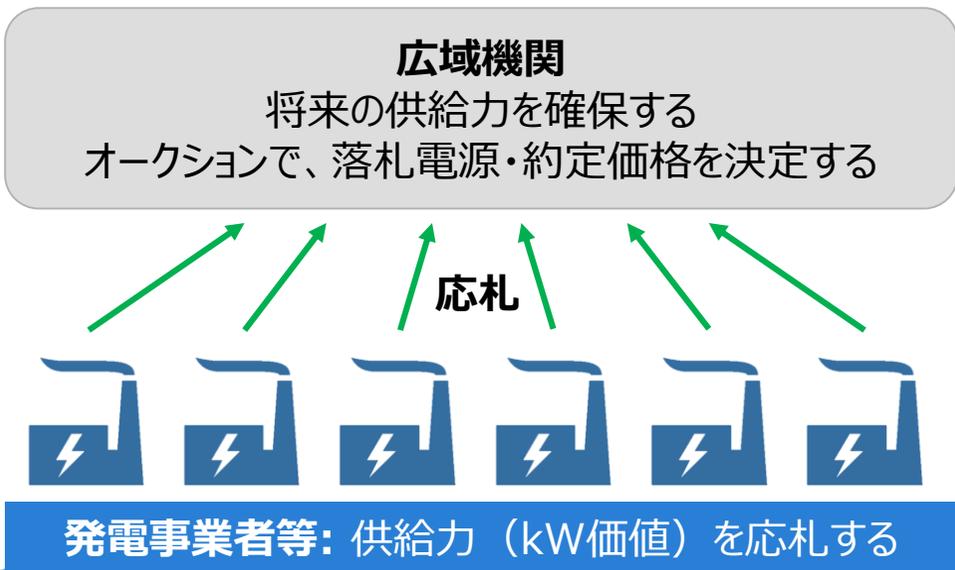
措置無し

## 容量市場の概要

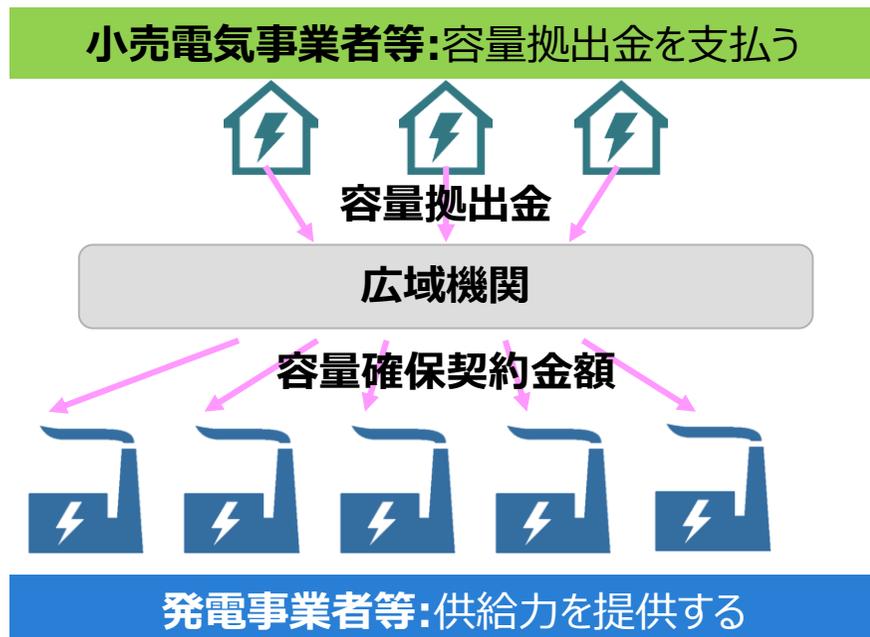
- 本機関は、容量市場で全国で必要な将来の供給力を一括して確保します。
  - 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。  
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
  - 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
  - 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を本機関に支払います。

※1 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者

### オークションの開催



### 供給力の提供

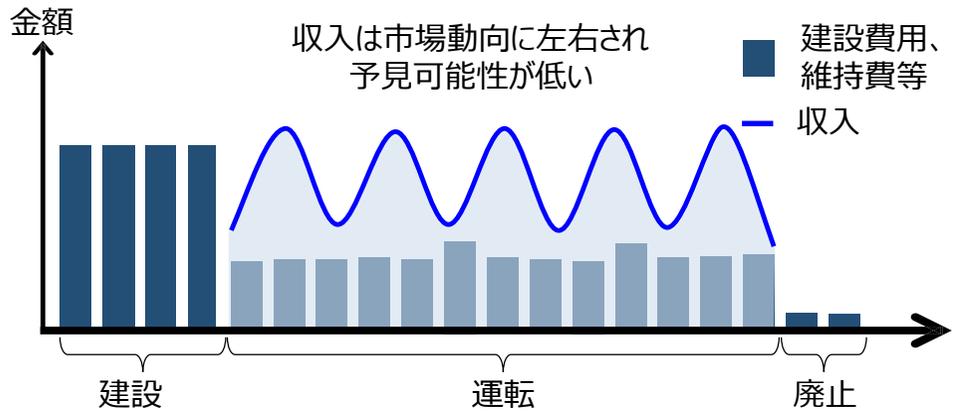


# 1 - 2 長期脱炭素電源オークションの背景

## 長期的な投資回収の予見性確保の必要性

- 日本が実現を目指している2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素電源※1による供給力等の確保が必要であり、そのためには脱炭素電源への新規投資を促していくことが重要とされています。
- 新規電源の投資にあたっては、長期にわたる投資回収可能な水準の収入の予見性が求められます。そのため、巨額の初期投資を伴う脱炭素電源の整備を促すためには、事業者に対して既存の制度よりも長期的な投資回収の予見可能性を付与する制度が必要と考えられます。

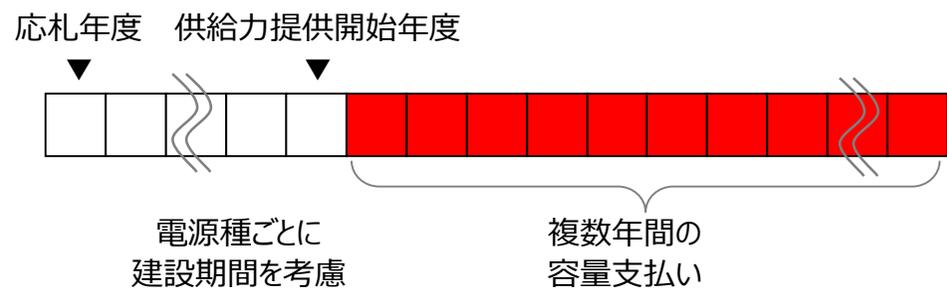
### 【新規電源投資の課題】



### 〈投資判断に必要な要素〉

- ① 新規投資判断時に**収入の水準**を確定させたい
- ② 新規投資判断時に**長期間の収入**を確定させたい

### 【長期的な予見性を付与する制度のイメージ】



現行のメインオークション・追加オークションとは別に、**脱炭素電源に対する新規投資を対象としたオークションを行い、容量収入を得られる期間を「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する**

※1 発電・供給時にCO2を排出しない電源。全ての電力需要を単一種類のエネルギー源で賅うことは困難であるため、現時点で実用段階にある脱炭素技術に限らず、新たな選択肢を追求していくことが必要となる

- 容量市場は容量オークションと特別オークションで構成されている市場です。
- 2023年度に容量オークションの一部として新たに本オークションが創設されました。

市場	市場を構成するオークション	オークション概要	
容量市場	容量オークション ※1	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
		追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある <u>調達オークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する <u>リリースオークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集する
		<b>2023年度創設</b> <b>長期脱炭素電源オークション</b>	脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する
	特別オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する	

- 本オークションは、発電事業者に投資回収の予見可能性（特に初期投資額を含む固定費の回収の予見可能性）を確保することで脱炭素電源への新規投資※1を着実に促すことにより、以下2点を同時に達成することを目指します。
  - 中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰リスクを抑制すること
  - 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、需要家に対して、脱炭素電源の供給力の価値を提供すること

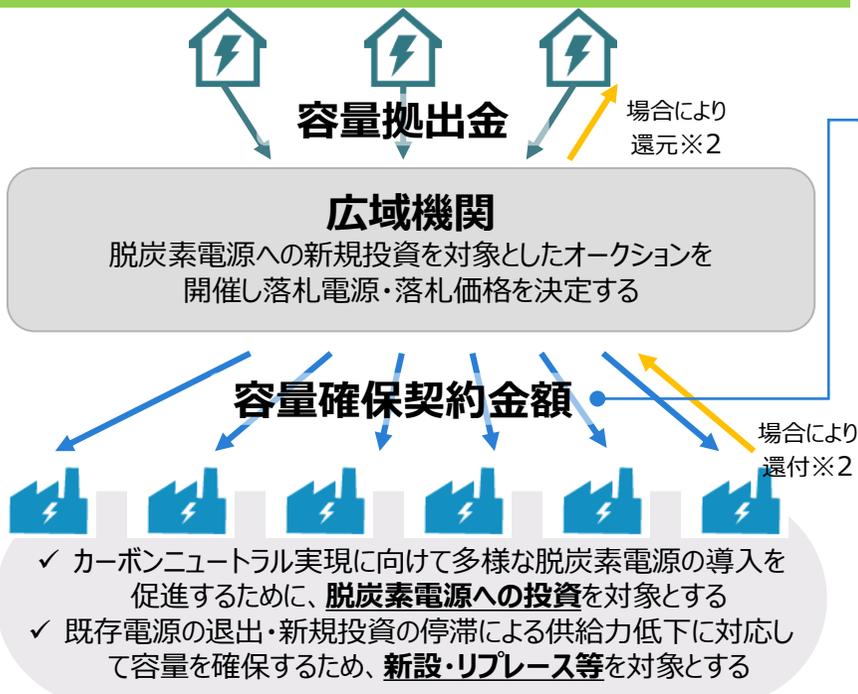
※1 2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫を踏まえ、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくため、比較的短期に建設が可能なLNG専焼火力の新設・リプレース案件を、一定期間内に限り、追加的に新規投資の対象としている

## 2. 長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の概要

- 2-1 長期脱炭素電源オークションにおける供給力確保の仕組み
- 2-2 長期脱炭素電源オークションの方式
- 2-3 募集量の考え方
- 2-4 オークション～制度適用期間の流れ

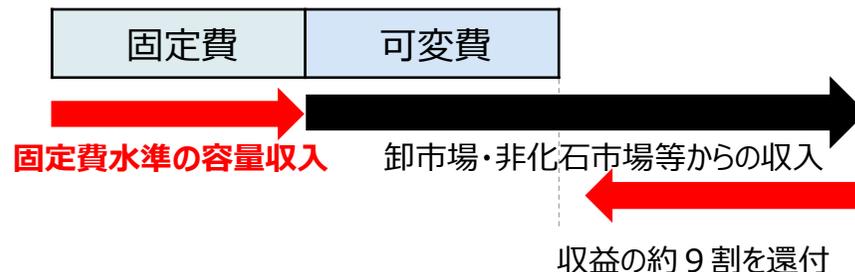
- 本オークションでは、新設又はリプレース等の脱炭素電源への新規投資を対象とし、原則20年にわたる期間の供給力を確保する仕組みとなります。
- 本オークションでは、メインオークションと同様に、発電事業者が得る容量確保契約金額は、小売電気事業者等の容量拠出金から支払われる仕組みとなります。

## 小売電気事業者等※1:容量拠出金を支払う



## 発電事業者:供給力を提供する

### ①収入の水準



(※) 本制度での収入 = 落札価格 - 還元する収益

### ②収入の期間

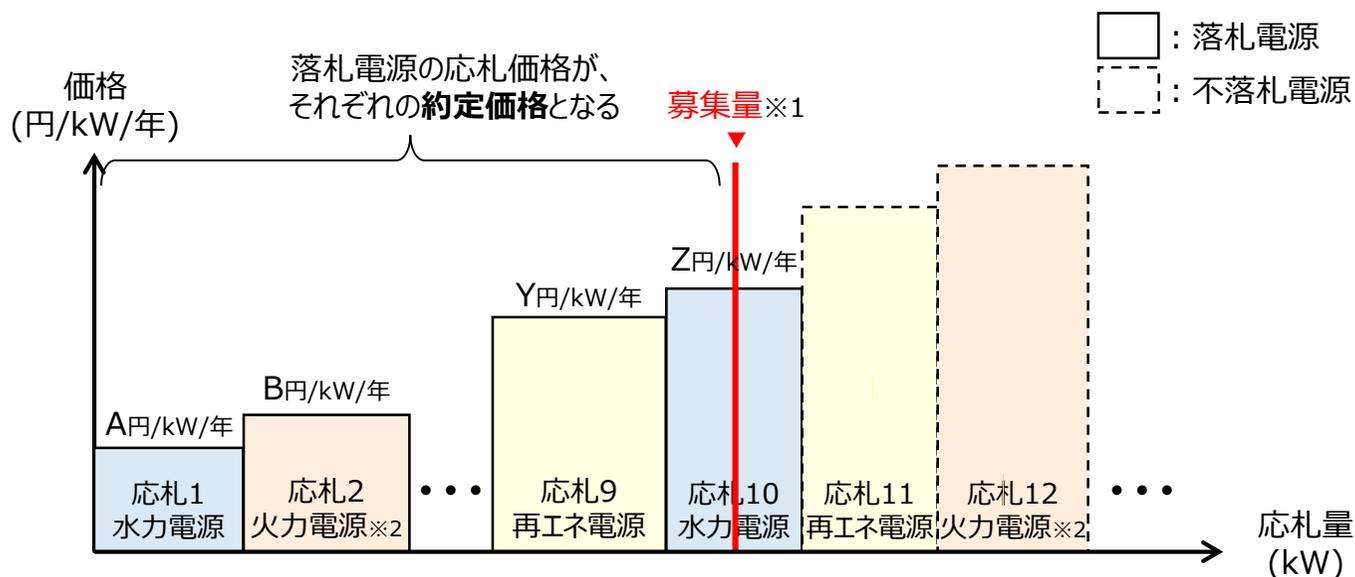


※1 小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者

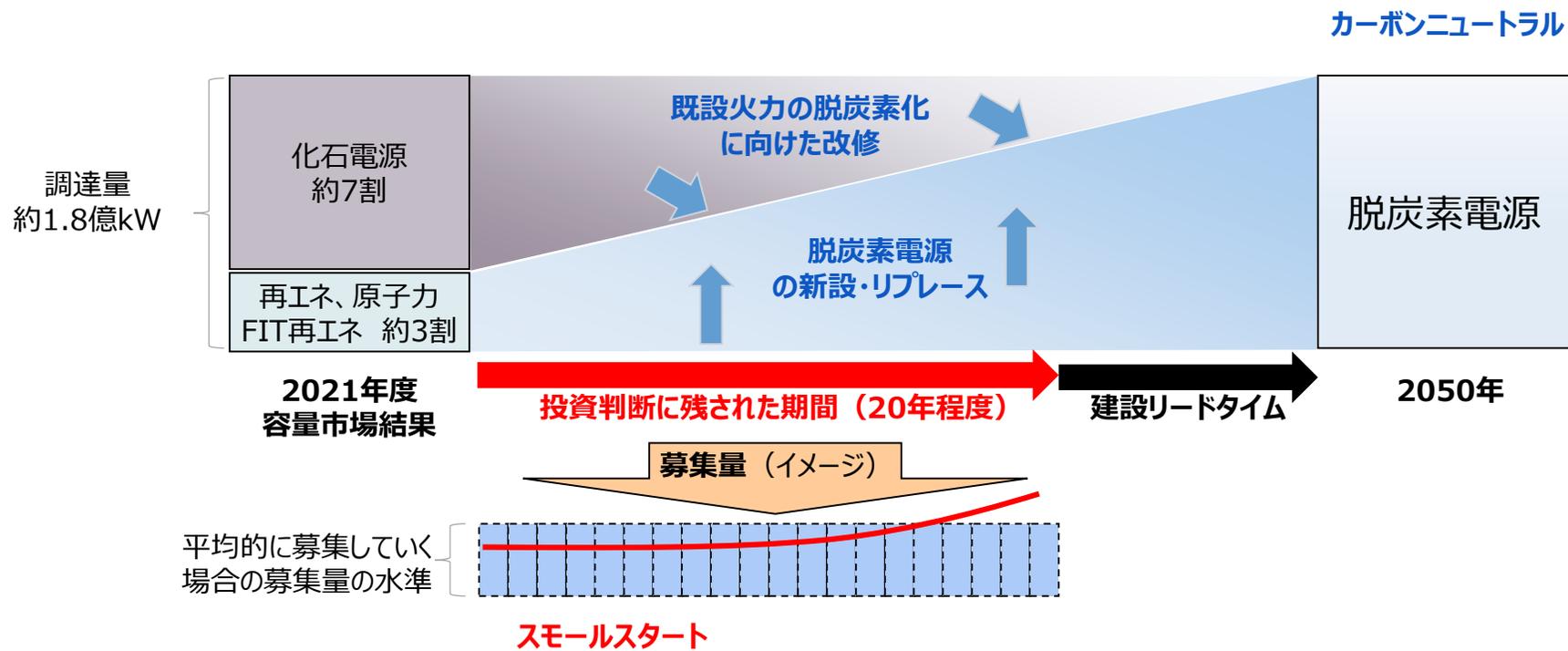
※2 還元・還元については第3、4章にて後述

- 本オークションでは発電事業者等による電源の応札に対し、マルチプライス方式で落札されます。
  - 発電事業者等は、応札単位で応札容量と応札価格（円/kW/年）を決めて、オークションに応札します。
- 応札後、原則、電源種混合で応札価格の低い順に電源が落札され、募集量を満たす電源までが落札電源となります。マルチプライス方式では、落札電源の応札価格が約定価格となります。

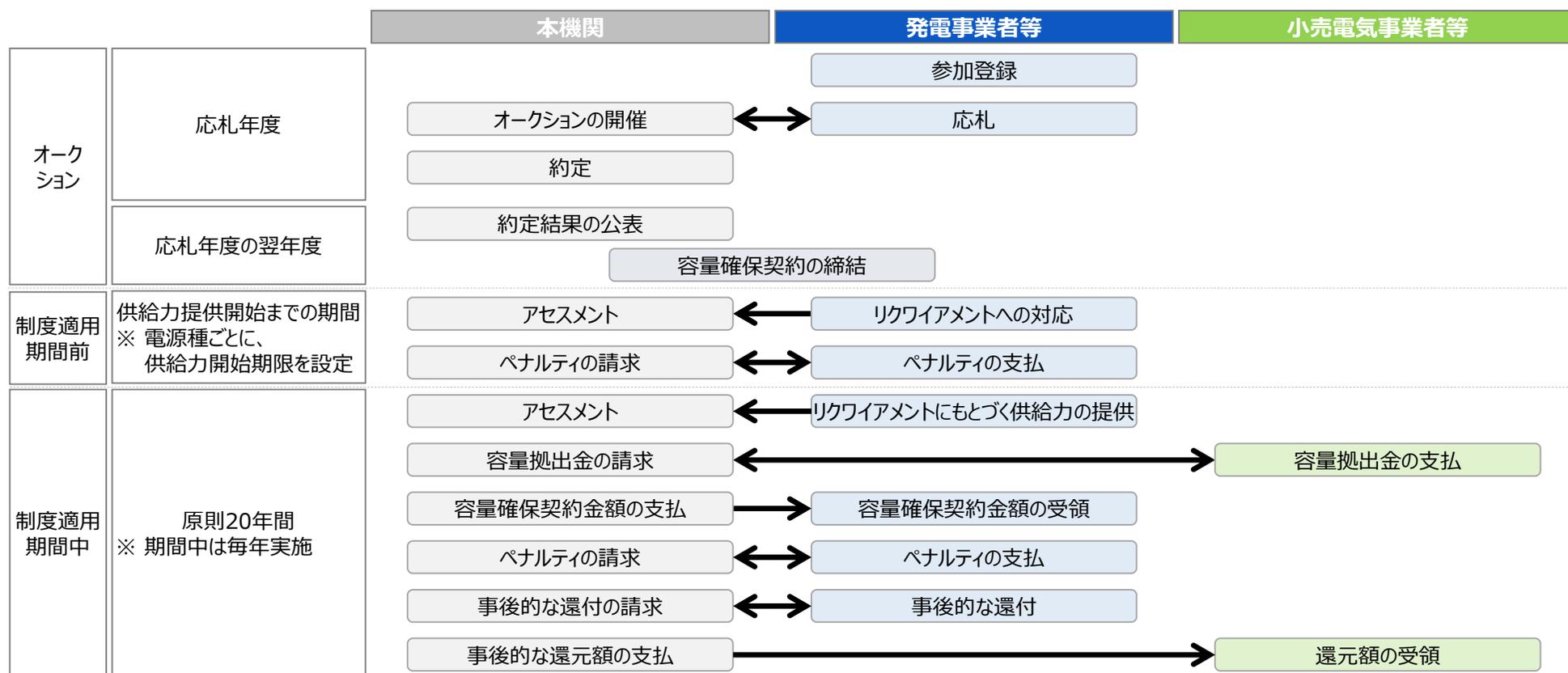
### 【マルチプライス方式における約定イメージ】



- 足下の約1.2億kWの化石電源を全て脱炭素電源に置き換えていくとすると、年平均で600万kW程度の導入が必要ですが、今後のイノベーションにより効率的に導入する可能性があること等を踏まえ、本オークションの初期段階における募集量は、スモールスタートを進めております。
- なお、一部電源種では個別に募集量や募集上限を設けます。

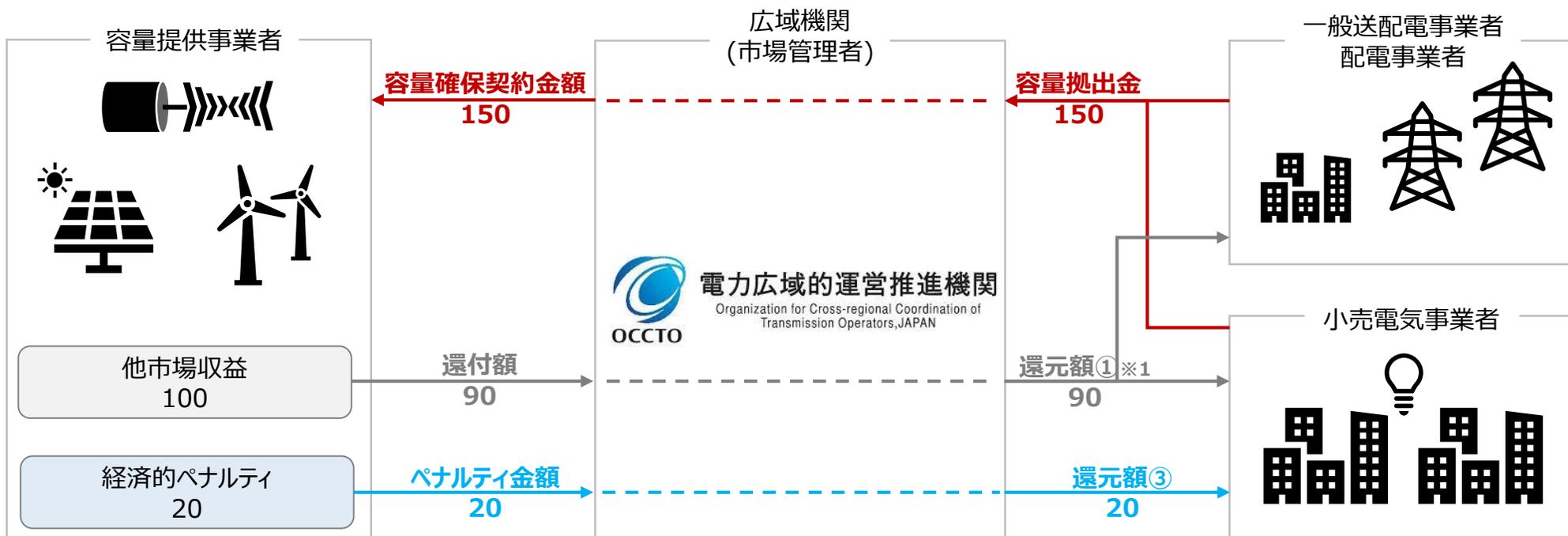


- オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結のうえ、制度適用期間前及び期間中に、必要なリクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた容量確保契約金額の受領又はペナルティの支払を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である容量拠出金を支払います。



- 本機関は小売電気事業者等に容量拠出金を請求し、それを原資に容量提供事業者へ容量確保契約金額を支払います。
- 本機関は容量提供事業者からの他市場収益の還付額を小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に、経済的ペナルティ金額を小売電気事業者に還元します。

容量確保契約金額を150、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



※1 還付額が容量確保契約金額を超える場合は当該部分を小売電気事業者のみに還元

### 3 発電事業者等が長期脱炭素電源オークションへ参加する仕組み

- 3-1 長期脱炭素電源オークションへの参加登録資格
- 3-2 長期脱炭素電源オークションの対象電源
- 3-3 募集量
- 3-4 参加対象電源等の条件
- 3-5 応札価格の考え方
- 3-6 応札容量の考え方
- 3-7 長期脱炭素電源オークションでのリクワイアメント
- 3-8 容量提供事業者の収入
- 3-9 他市場収益の還付割合
- 3-10 容量確保契約金額の受取・還付のタイミング

■ 本オークションの参加登録が可能な事業者は以下の通りです。

### 【参加登録が可能な事業者】

下記の①及び②を満たす者を、参加登録が可能な事業者とみなします。

①	電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者※1※2
②	国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）※3

※1 参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要はない。落札後に発電事業者の届出を実施すること

※2 必ずしもその設備を所有することは必要とされおらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば該当する。なお、一義的な責任及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札すること

※3 落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含む。コンソーシアムの場合は代表企業が応札すること

- 本制度は巨額の初期投資に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の次の電源が対象です。

## 脱炭素電源の新設・リプレース等

- CO<sub>2</sub>の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除いた、太陽光・風力などを含む全ての発電所・蓄電池の新設・リプレース等が対象
  - 一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO<sub>2</sub>を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む
  - FIT/FIP制度による支援を受けている電源を除く。太陽光・風力などの発電所は、本オークションとFIT/FIP制度のいずれに参加するかを事業者の裁量で選ぶことができる

## 脱炭素化に資する既設火力の改修

- 既設の火力発電所を脱炭素化のための改修が対象  
(新たに脱炭素化されるkW分が対象。混焼の場合、将来的な電源全体の脱炭素化が必要)
  - 「新設」よりも投資額も少なく、社会的費用の最小化につながるため、本制度措置の中で他の脱炭素電源と競争を行いながら導入していくことが国民負担の最小化を図ることにつながると思われる

## 将来的な脱炭素化を前提とした、LNG専焼火力の新設・リプレース

- 短期的な需給ひっ迫防止の観点から、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースが対象
  - 比較的CO<sub>2</sub>排出量が少なく調整力としても期待できるLNG火力のみを対象
  - 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始し、2050年までに脱炭素化することを条件として対象

- 本オークション（応札年度：2025年度）には、今後公表される募集要綱にて電源種ごとに定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

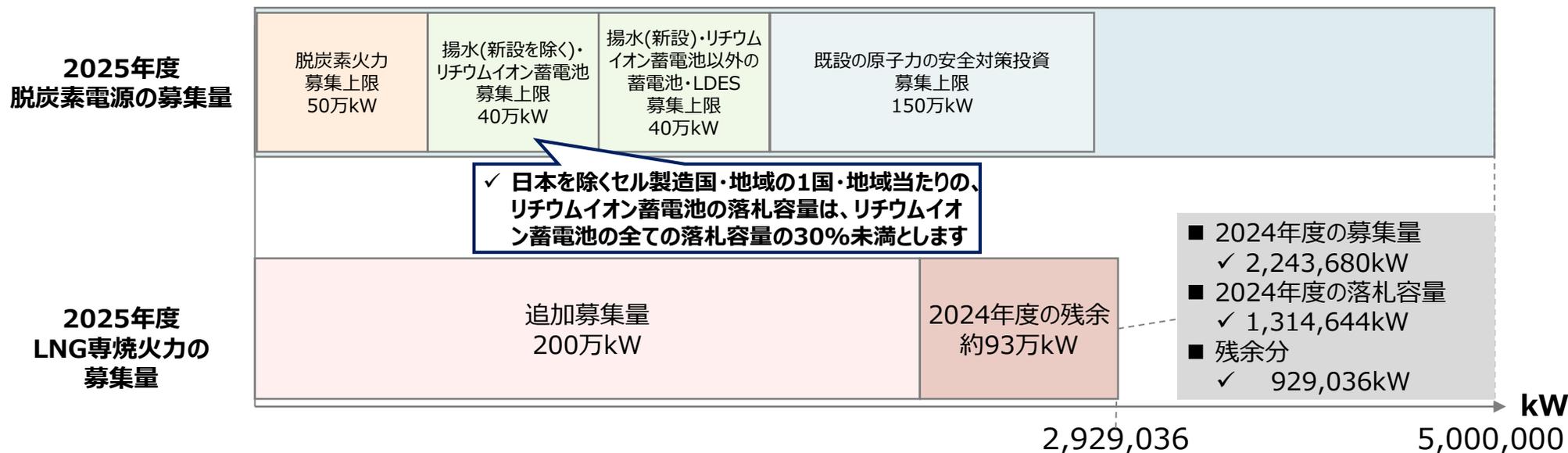
対象	電源種別	燃料又は発電方式	専焼/混焼	新設・リプレース等/改修	供給力提供開始期限 [年] ( )内は法・条例アセス済みの場合	本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) [万kW以上]	電源等区分	
脱炭素電源	太陽光	—	—	新設・リプレース	5(3)	10	変動電源	
	風力	陸上風力、洋上風力	—	新設・リプレース	8(4)	10	変動電源	
	蓄電池	—	—	新設・リプレース	4	3※2	安定電源	
	長期エネルギー貯蔵システム	—	—	新設・リプレース	4			
	水力	揚水	—	—	新設・リプレース・既設の大規模改修※1	12(8)	3	安定電源
		一般(貯水式)	—	—	新設・リプレース	12(8)		
		一般(調整式)	—					
		一般(流込式)※4	—					
	地熱	—	—	—	新設・リプレース	8(4)	10	安定電源
	原子力	—	—	—	新設・リプレース・既設の安全対策投資※3	17(12)	10	安定電源
	火力	水素	—	専焼	新設・リプレース/改修	11(7)	10 (新設・リプレース) 5 (改修)	安定電源
混焼								
アンモニア		専焼	新設・リプレース/改修	11(7)				
		混焼	改修	11(7)				
		—	改修	11(7)				
CCS	—	改修	11(7)	5				
バイオマス	—	専焼	新設・リプレース/改修	11(7)	10			
LNG専焼火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リプレース	8	10	安定電源	

※1 「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当

※2 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの

※3 2013年7月に施行された新規規制基準に対応するための投資を対象 ※4 貯水式・調整式においても安定的に供給力を提供できないものは、変動電源としての参加が可能

- 本オークション(応札年度：2025年度)における 脱炭素電源の募集量は500万kW<sup>※1</sup>になります。脱炭素電源の募集量500万kW<sup>※1</sup>のうち、脱炭素火力は50万kW<sup>※1※2</sup>、揚水式水力(新設を除く)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)は合計で40万kW<sup>※1※3</sup>、揚水式水力(新設に限る)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る)・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW<sup>※1※3</sup>、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kW<sup>※1</sup>を募集量の上限とします。
- 日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)の落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)の全ての落札容量の30%未満とします。
- LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は2,929,036kW<sup>※1</sup>になります。



※1 応札容量ベース

※2 脱炭素火力は新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力を指し、募集上限は新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計。また、募集上限を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはありません

※3 募集上限を超えて落札される場合は「募集上限の2倍」を跨ぐ電源以下に限定

■ 本オークションの参加対象となる電源であっても、以下のケースに該当する電源は参加できません。

- 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源。電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も参加不可※1
- FIT、FIP電源※2
- 電源入札で落札した電源※3
- 専ら自家消費のみに供される電源※4
- 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源※4
- 専ら特定送配電事業者が利用する電源※4
- 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

※1 2022年11月に実施されたメインオークションで初めて落札した電源は参加可能です。既設の火力電源について脱炭素化のための改修を前提とせずメインオークション・追加オークションにおいて落札した後に脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含みます）は参加可能

※2 FIT・FIP適用対象以外の供給力分については参加可能

※3 本機関の業務規程第33条に基づく電源を指す

※4 自家消費、自己託送及び特定供給、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能

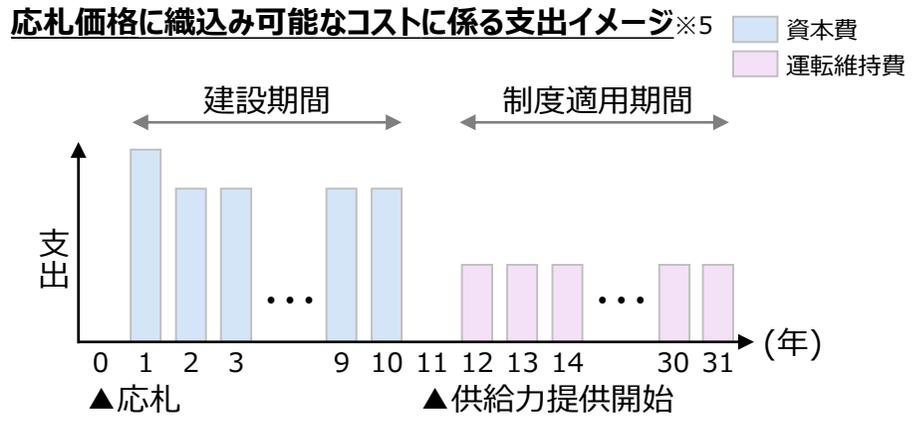
- 本オークションは、初期投資額を含む固定費水準の投資回収の予見性を確保するものであり、資本費、運転維持費、資本コストから応札価格（円/kW/年）を参加者が設定します※1。
- 応札価格の詳細については、長期脱炭素電源オークションガイドライン及び電力・ガス取引監視等委員会の公表情報を参照してください。

## 算定式

応札価格は、次の算定式の金額以下とする

$$\left( \begin{array}{l} \text{応札価格に織り込み可能なコスト(円/年)} \\ - \text{ 応札時の他市場収益(全電源一律0)} \end{array} \right) \div \text{ 応札容量(kW)} \times 2$$

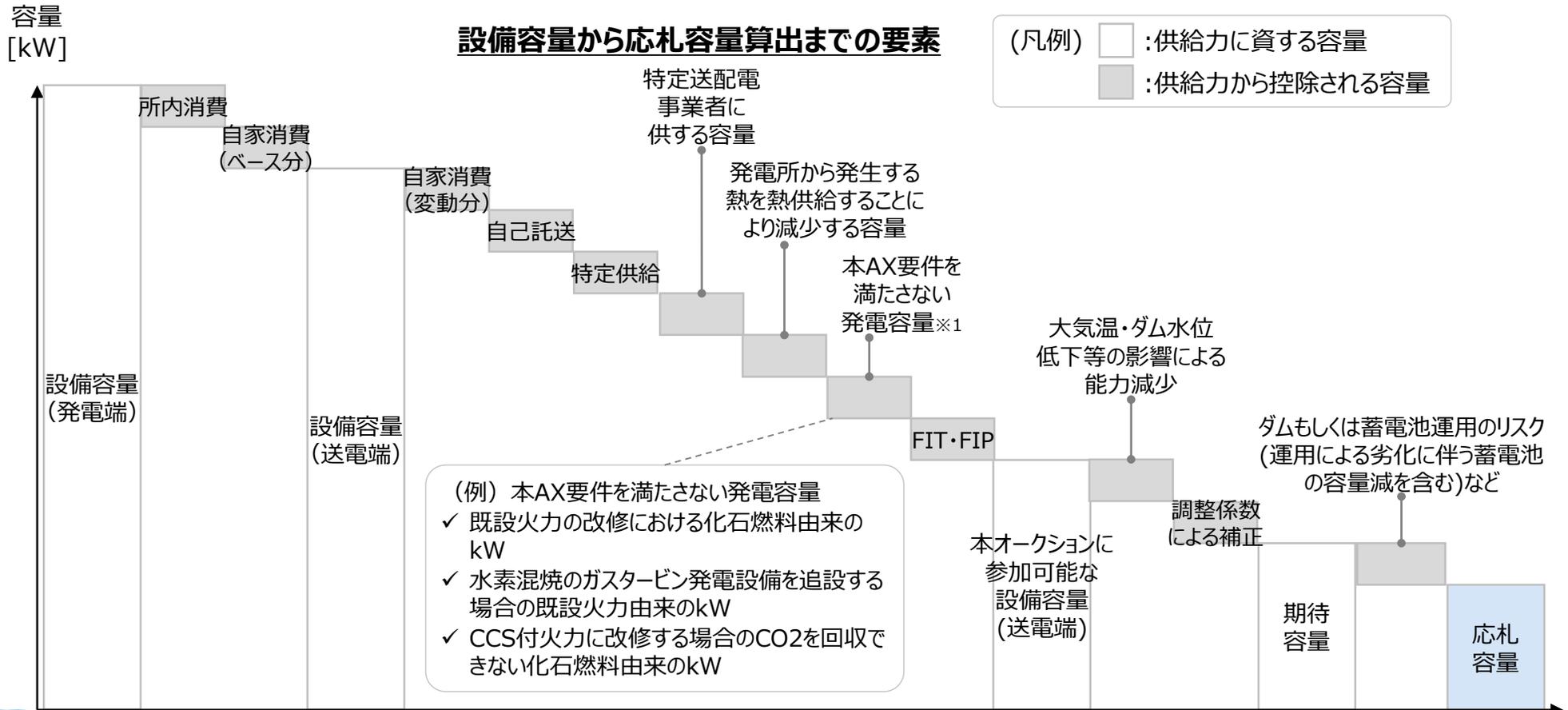
応札価格に織り込み可能なコスト	
織り込み可能なコスト項目の支出総額を制度適用期間の年数で除した年平均コスト	
資本費	建設費※3
	系統接続費※3
	廃棄費用※3
運転維持費	固定資産税※4
	人件費※4
	修繕費※4
	発電側課金
	事業税
	可変費
	その他コスト(委託費・消耗品費等)※4
資本コスト	



水素、アンモニアの燃料費のうち、LNG・石炭の燃料代との価格差部分に限定し、発電所の設備利用率4割分まで。CCSの可変費のうち、発電所の設備利用率4割分まで

※1 オークションを通じて国民負担の最小化を図るために、電源種ごとに上限価格を設定するとともに、応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる、※2 期待容量（本機関が公表する調整係数を用いて算出）を上限として事業者が設定する容量、※3 制度適用期間の年数で割った金額、※4 制度適用期間において生じる見込みの総額を制度適用期間の年数で割った金額、※5 資本費、運転維持費以外に、供給力提供開始期限を基に設定されたWACCを応札価格に織り込み可能

■ 応札容量は設備容量（発電端）より、供給力から控除される所内消費等の容量を差し引いて算出された期待容量を最大値とし、制度適用期間にわたって提供可能な容量を1kW単位で参加者が設定します。



■ 本機関は、容量提供事業者と本オークションで落札された応札単位ごとの電源等について容量確保契約を締結し、供給力を提供するための義務（リクワイアメント）に基づき、リクワイアメント未達成の場合には、経済的ペナルティを科します。本オークションでは、電源の新設・リプレース等及び改修に係る供給力の提供開始期限や、脱炭素電源に係る項目がメインオークションから追加されます。

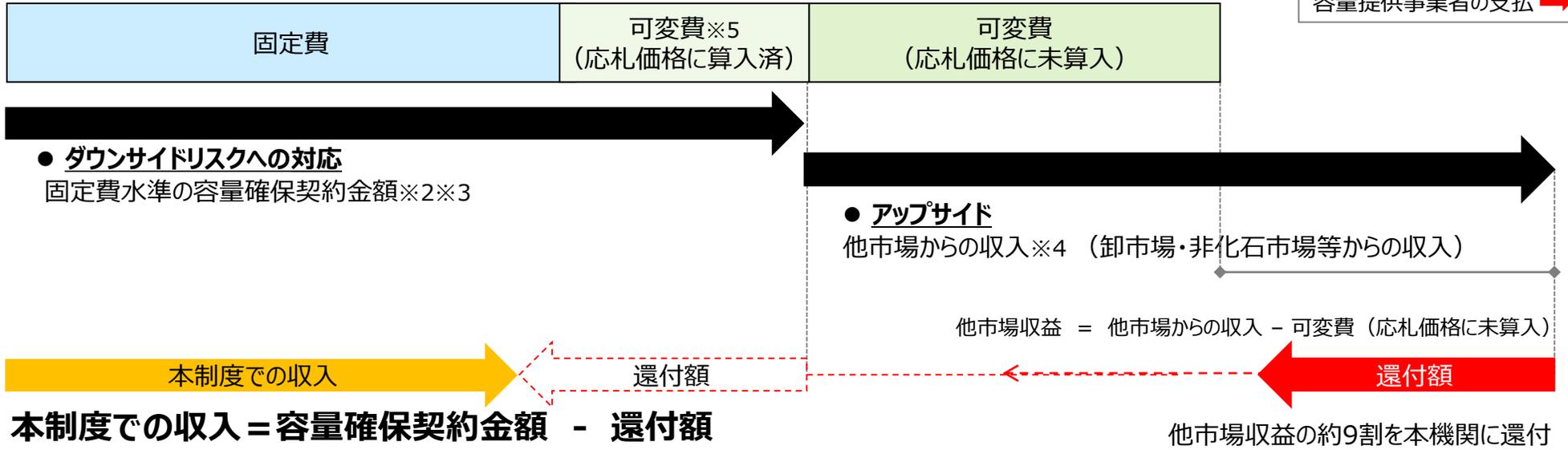
適用時期	リクワイアメント		対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	低予備率 アセスメント 対象コマ※3
制度適用 期間前※1	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること	○	○	-	-
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	-	-
対象 実需給 年度前 ※2	容量停止計画の調整	対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること	○	○	-	-
	契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること	○	-	-	-
対象 実需給 年度 ※2	供給力の維持	契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	発電余力の卸電力取引所等への入札	容量停止計画※4が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること	○	-	○	○
	電気の供給指示への対応	容量停止計画※4を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること	○	-	-	○
	脱炭素燃料の混焼率の達成	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること	○	-	○	○
	年間CO2貯蔵率の達成	既設火力をCCS付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO2発生量に対するCO2貯蔵量の割合が、年間最低CO2貯蔵率を達成すること	○	-	○	○
	年間設備利用率の達成	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を達成すること	-	○	○	○
その他	脱炭素化ロードマップの遵守	専燃化に向けた追加投資をロードマップを遵守し実施すること	○	-	○	○
		2050年度中にバイオマス燃料の専焼化が実現していること	○	-	○	○

※1 制度適用期間：供給力提供開始日が属する年度の翌年度から算定される容量確保契約金額を容量収入として得る期間 ※2 対象実需給年度：制度適用期間のうちの特定の1年度（4月1日から翌年3月31日） ※3 前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ ※4 出力抑制に伴う停止計画は除く

- 本機関は、リクワイアメントの達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を支払います。
- 事業者のダウンサイドリスクへの対応（容量確保契約金額）以外のアップサイド（他市場からの収入）においては電源の稼働インセンティブに配慮しつつ国民負担を軽減させる方向性から、他市場収益の約9割の金額を還付※1いただきます。
- なお、対象実需給年度における他市場収益がマイナスとなる場合、当該マイナスの金額は翌年度以降の他市場収益から減じ、その後の金額を翌年度の他市場収益とします。

### 【容量提供事業者の収入イメージ】

凡例  
 容量提供事業者の収入 →  
 容量提供事業者の支払 →



※1 容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付する  
 ※2 物価・金利変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある  
 ※3 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額  
 ※4 応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh収入」、「ΔkW収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNGタンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など。）を得る場合を含む  
 ※5 水素、アンモニア、CCS付火力の可変費は、LNG・石炭の燃料代との価格差分に限定し、かつ発電所の設備利用率4割分まで応札価格に算入可能

- 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、還付割合を3段階に分けています。
- 容量収入として資本コスト分が得られることを踏まえ領域(A)は95%、メインオークションに落札した場合よりも本制度での収入が少なくなる領域(B)は85%、その間の領域(C)は90%の還付となります。

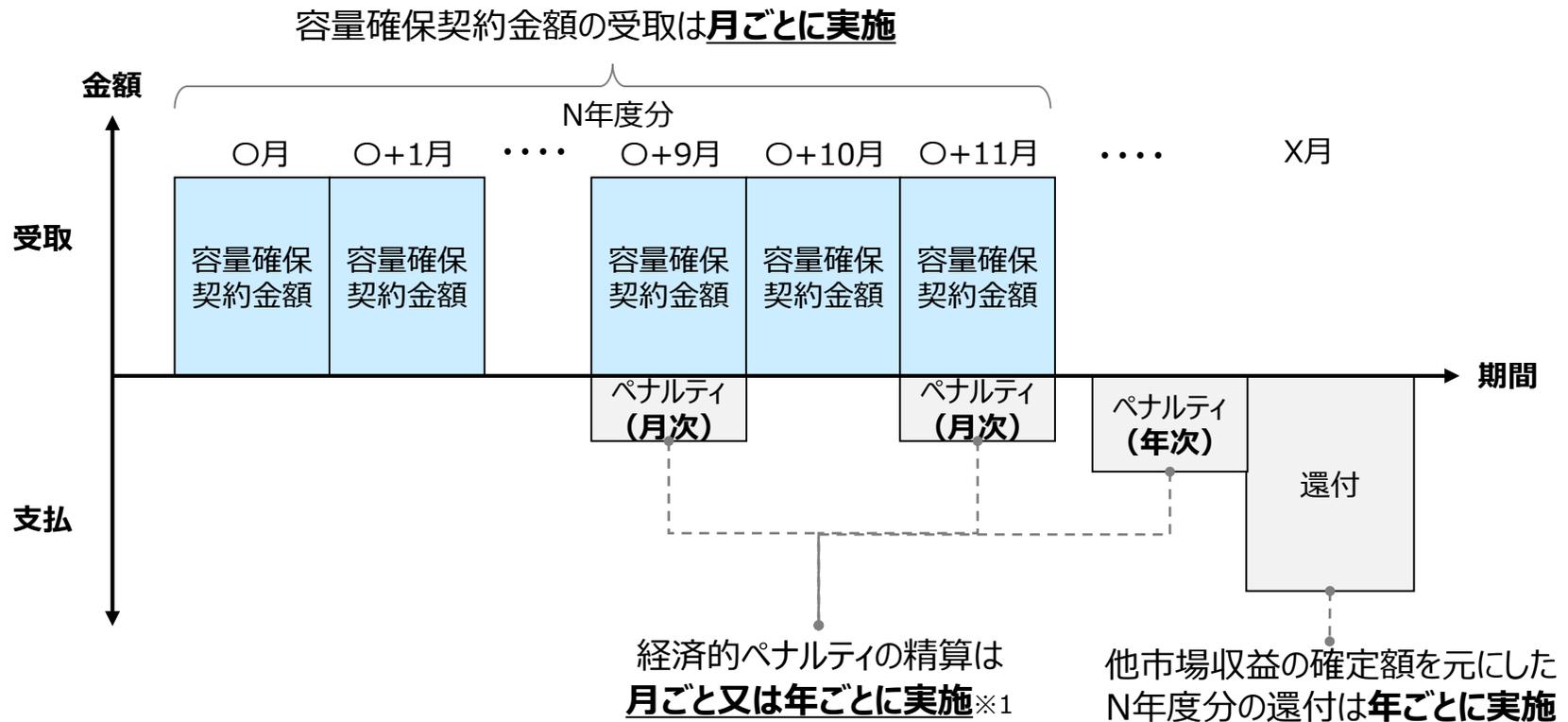
インプット情報			インプット情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 (⑦~⑨: インプット情報より導かれる金額) (①~③: 他市場収益の発生ケース)
当該事業者との 本オークションに係る 容量確保契約	対象実需給年度 の容量市場 メインオークション	当該事業者の ※1 対象実需給年度の 他市場に係る情報	
還付割合の算定方法	容量確保契約金額		
	資本コスト 契約容量 × メインオークション 価格 (対象電源が 立地するエリアプライス)		
還付の算定方法		他市場から の収入	
		ケース1	
		ケース2	
		ケース3	

※1 実際の他市場収入の算定方法及び実際の可変費の算定方法及び算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

※2 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

- 容量提供事業者は、メインオークションと同様に、容量確保契約金額を月ごとに受け取ります。また、容量提供事業者の他市場収益の確定額を元に、事後的な還付額を年ごとに支払います。

【N年度分の容量提供事業者の容量確保契約金額の受取、ペナルティ精算、還付のタイミングイメージ】



※1 リクワイアメント未達成により経済的ペナルティが生じる場合のみ

## 4 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み

- 4-1 小売電気事業者等と容量拠出金の関係
- 4-2 容量拠出金の算定方法
- 4-3 容量拠出金の還元の考え方
- 4-4 容量拠出金の支払い・還元のスケジュール

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者等にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

（電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ（平成30年7月）より抜粋）

## 電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

- 本オークションの容量拠出金は、以下の手順により、全国の容量拠出金からエリアごとの拠出金を算定し、各エリアで事業者間の配分比率を用いた配分が行われます。

### ① エリア別の容量拠出金額の算定

- 全国の容量拠出金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。

※1 当該年度に本オークションの適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定

※2 当該年度の4年前に行われる当該年度向けのメインオークションで用いるH3需要

### ② 一般送配電事業者・配電事業者（一送等）の負担総額と請求額の算定

- エリアに配分された容量拠出金に、メインオークション落札時点における当該年度の一送等の負担割合※3を乗じることによって、エリアごとの一送等の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各一送等の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

※3  $\text{メインオークションのエリアの一送等の負担総額} \times 5 \div \text{メインオークションのエリアの負担総額} \times 6$

※4 当該年度の4年前に行われる当該年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者ごとの比率

※5  $\text{エリアのメインオークションの約定価格} \times \text{メインオークションで用いるH3需要} \times \text{一定割合}$

※6 経過措置（小売電気事業者の急激な負担を緩和する観点から、所定の電源の容量確保契約金額に対して控除率を設定して支払額を減額する措置。控除率は段階的に減少させる）を考慮する前

### ③ 小売電気事業者の負担総額の算定

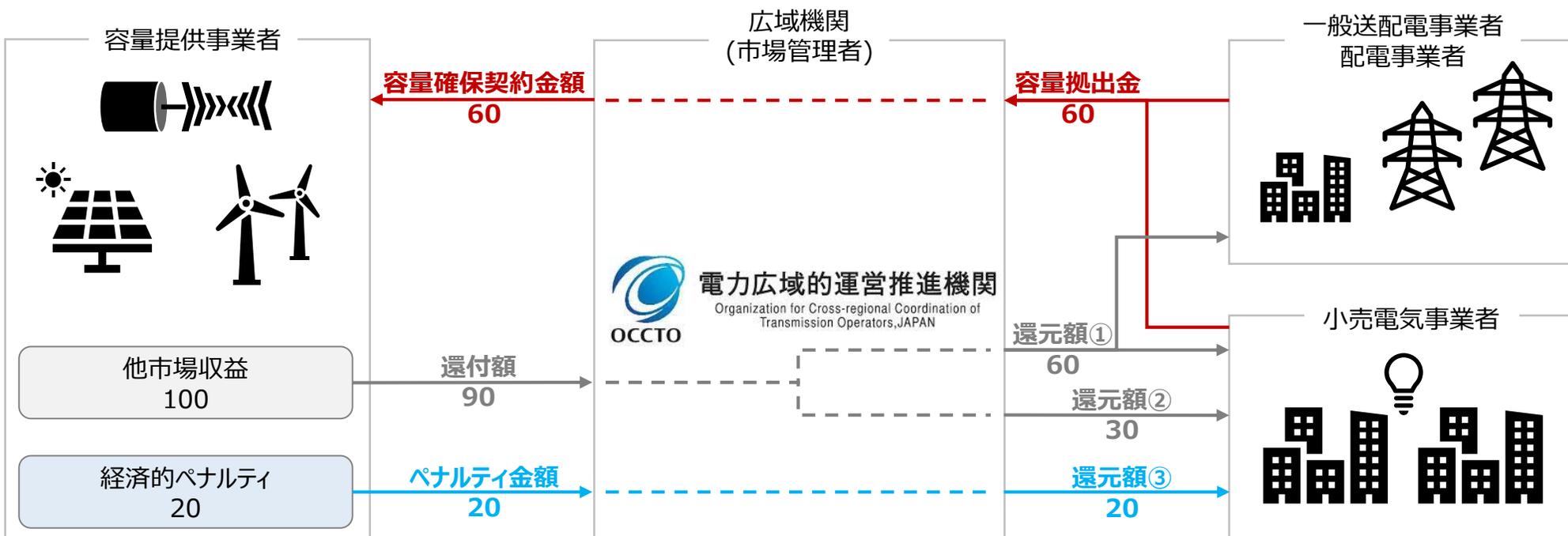
- 当該エリアの拠出金の総額から一送等の負担総額を減算することで、エリアごと的小売電気事業者の負担総額を算定します。

### ④ 各小売電気事業者への請求額の算定

- エリアごと的小売電気事業者の拠出金の負担総額を12等分し、小売電気事業者各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。
- ただし、配分比率は、前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

- 容量提供事業者からの「還付額」のうち、「容量確保契約金額」までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
- 容量提供事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

容量確保契約金額を60、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合

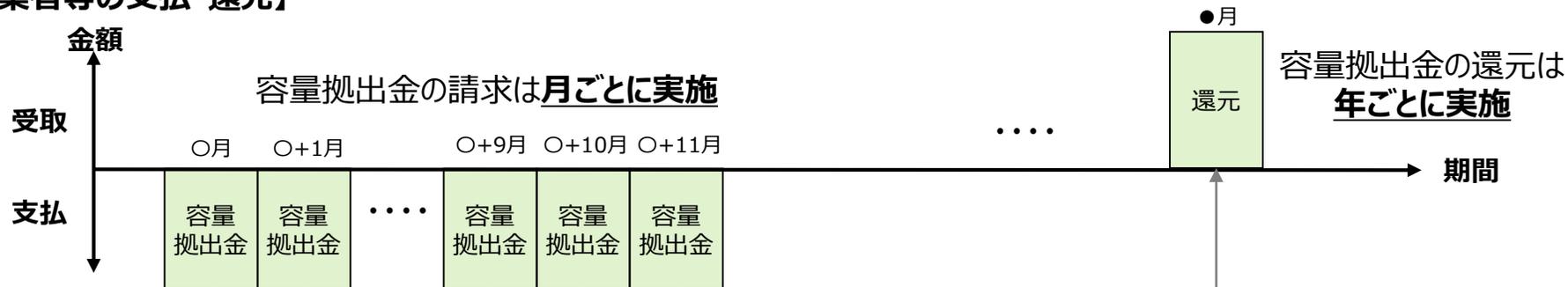


還元① 容量確保契約金額(60)までの還付額(60)は小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者へ還元  
 還元② 容量確保契約金額(60)を超える還付額(30)は小売電気事業者のみに還元

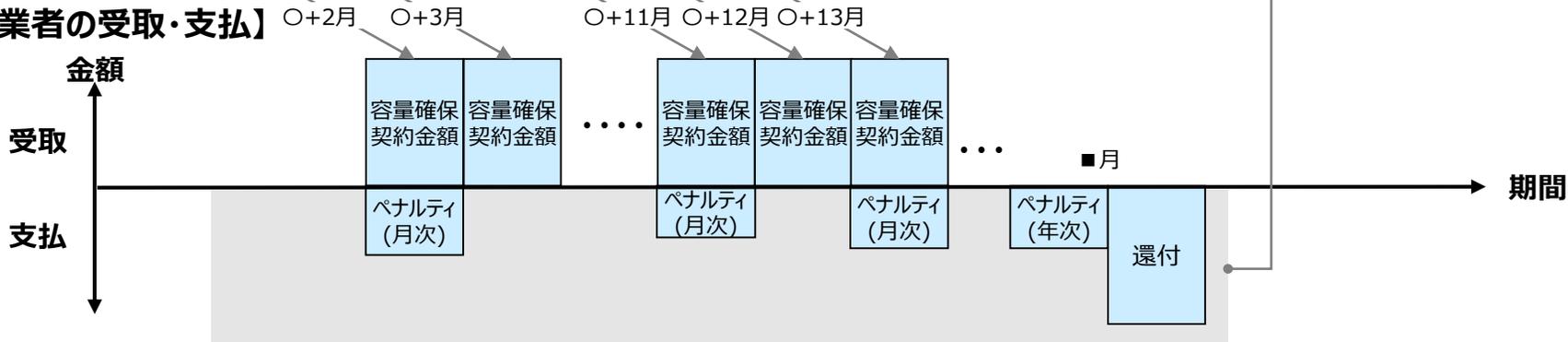
- 容量拠出金の月ごとの支払い※1を通じて、支払いの翌々月に容量確保契約金額として交付します。
- 容量確保契約金額に対して発生した経済的ペナルティや他市場収益の還付は、年ごとに容量拠出金へ還元し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

## N年度分の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ

### 【小売電気事業者等の支払・還元】



### 【容量提供事業者の受取・支払】



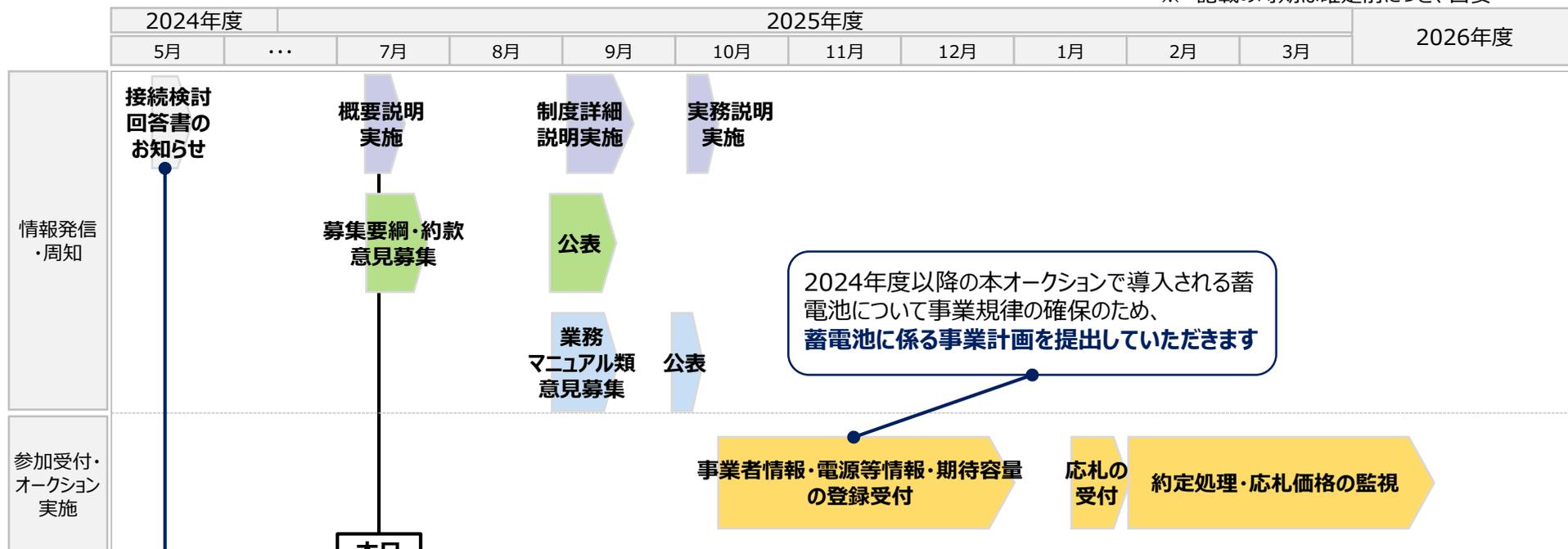
※1 小売電気事業者が費用支払に応じなかった場合、本機関の定款または業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導又は勧告若しくは制裁が行われる。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討される

## 5 その他

- 5 - 1 長期脱炭素電源オークションに関する今後のスケジュール
- 5 - 2 2024年度からの主な変更・更新事項
- 5 - 3 長期脱炭素電源オークションとメインオークションの主な違い
- 5 - 4 お知らせ

- 本オークションの応札方法やリクワイアメント等の詳細については、今後、募集要綱・約款案の公表や意見募集を行いながら、事業者向け説明等を通じて周知を行っていくことを予定しています。
- それぞれの詳細な日程については、確定次第ご案内していきます。

※ 記載の時期は確定前につき、目安



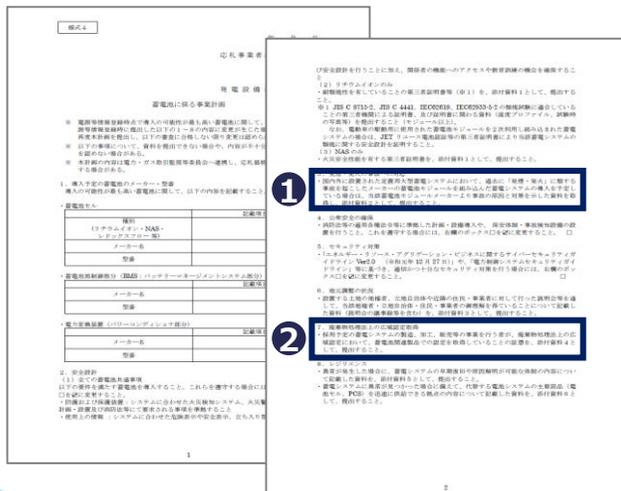
**長期脱炭素電源オークションにおける証憑書類（接続検討回答書）について**

- ✓ 2025年度は電源等情報の登録受付期間中の提出を求めます
- ✓ 2023年6月21日以降に発行されたものとし、有効期限は問いません
- ✓ 発行日によらず、接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合であれば、そのことがわかる書類を合わせて提出いただくことで証憑として受け付けます
- ✓ 接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します

- 本制度で導入される蓄電池について、資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のあるかたちで、事業規律の確保を求めます。
- 本オークション（応札年度：2025年度）では電源等情報登録の受付期間中に蓄電池に係る事業計画及び添付資料のすべてを提出していただきます。
- また、セキュリティ対策の審査にあたり「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における★1（レベル1）を取得していることの証憑や説明資料の提出が新たに必要となります。
- 蓄電池に係る事業計画に関するご相談は、資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口へご連絡ください。

蓄電池に係る事業計画と添付資料

本オークション（応札年度：2025年度）における2024年度からの運用変更点



1 「6.セキュリティ対策」の審査対象の変更と添付資料の追加

➢ 2025年度から情報処理推進機構(IPA)の運用する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」※1における★1（レベル1）を取得していることを示す適合ラベルを審査対象とし、それを証する書類を添付資料として電源等情報の登録受付期間中に提出を求めます

2 「8.廃棄物処理法上の広域認定取得」の添付資料にかかる提出期限の変更

➢ 2024年度は添付資料9「廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑」が電源等情報の登録時点で提出できない場合は、2025年1月9日まで提出期限を延長しておりますが、2025年度は電源等情報の登録受付期間中に提出を求めます



※1 情報処理推進機構（IPA）が公表している手引き（セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得申請等のための手引（JSM-02-A））を参照のうえ、申請を進めること

■ 制度検討作業部会などでの検討をふまえ、2024年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項	変更・更新内容	参照元
募集電源	<p>電源追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンモニア専焼火力の新設・リプレース/既設火力を水素専焼・アンモニア専焼にするための改修/既設火力をCCS付きにするための改修/長期エネルギー貯蔵システムの新設・リプレースが募集電源として追加されております</li> </ul>	<p>制度検討作業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第100回</li> <li>➤ 第102回</li> </ul>
	<p>募集量・募集上限の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素電源の募集量は500万kW、LNG専焼火力の募集量は2,929,036kWとなります</li> <li>募集上限は以下の通りに変更となります               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 脱炭素火力(アンモニア・水素専焼、アンモニア・水素混焼、CCS付火力)：50万kW</li> <li>✓ 既設の原子力電源の安全対策投資：150万kW</li> <li>✓ 揚水式水力(新設除く)、リチウムイオン蓄電池：合計で40万kW                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※ リチウムイオン蓄電池について日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの落札容量は、リチウムイオン蓄電池すべての落札容量の30%未満を上限とします</li> </ul> </li> <li>✓ 揚水式水力(新設)、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム：合計で40万kW</li> </ul> </li> </ul>	<p>制度検討作業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第103回</li> </ul>
電源等要件	<p>要件追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CCS付火力及び長期エネルギー貯蔵システムについて以下のとおり電源等要件が追加されております               <ul style="list-style-type: none"> <li><b>CCS付火力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本オークションに参加可能な設備容量：5万kW以上</li> <li>✓ 定格出力時に発生するCO<sub>2</sub>の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限CO<sub>2</sub>を回収し、及び貯蔵する前提の回収率</li> </ul> </li> <li><b>長期エネルギー貯蔵システム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 揚水と同一（ただし、具備すべき調整機能については火力のグリッドコードを満たすこと）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>アンモニア専焼・水素専焼として応札可能な要件として、「混焼率90%以上」であることが追加されております</li> <li>脱炭素化に向けた追加投資として応札する場合に満たすべき要件として以下が追加されております               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 水素：10%以上混焼率を増加させるもの、アンモニア：20%以上混焼率を増加させるもの</li> <li>✓ CCS付火力：定格出力時に発生するCO<sub>2</sub>の回収率が、20%以上増加させる、かつ、最大限のCO<sub>2</sub>回収率のもの</li> </ul> </li> </ul>	<p>制度検討作業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第100回</li> <li>➤ 第102回</li> <li>➤ 第104回</li> </ul>
	<p>要件変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>揚水のグリッドコードが整備されたことに伴い、揚水・蓄電池の具備すべき調整機能については揚水のグリッドコードを満たすことに要件として変更となります</li> <li>募集電源の運転継続時間は、6時間以上に限定されます</li> </ul>	<p>制度検討作業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第103回</li> </ul>
上限価格	<p>価格変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上限価格の閾値が20万円/kW/年に変更されております</li> <li>脱炭素火力(アンモニア・水素専焼、アンモニア・水素混焼、CCS付火力)は閾値に関わらず、導入が可能な水準で上限価格が設定されております</li> </ul>	<p>制度検討作業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第102回</li> <li>➤ 第104回</li> </ul>

■ 制度検討作業部会などでの検討をふまえ、2024年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項	変更・更新内容	参照元
参加登録	登録項目の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>リチウムイオン蓄電池セルの多角化として、電源等情報の登録項目にセル製造国・地域が追加されております ※ 電源等情報の登録受付期間以降、セル製造国・地域の変更はできません</li> <li>太陽光・風力（PCSに限る）と蓄電池のサイバーセキュリティ対策として、JC-STARラベリング制度の★1の取得が新たな要件として設定されております</li> <li>CCS付火力について、CO2貯留にかかる事前審査が追加されております</li> </ul>	制度検討作業部会 ▶ 第103回 ▶ 第104回
応札価格	算入可能な費用の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素火力(アンモニア・水素専焼、アンモニア・水素混焼、CCS付火力)は燃料費等の可変費も、固定的な部分に限定せず、応札価格に算入可能となっております ※ LNG・石炭の燃料代との価格差部分に限定し、発電所の設備利用率40%までとします</li> </ul>	制度検討作業部会 ▶ 第102回
	資本コストの要件変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>WACCについて5%をベースとし、建設リードタイム（供給力提供開始期限）が10年以上の電源種は1%増加、5年未満の電源種は1%減少するように変更となります</li> </ul>	制度検討作業部会 ▶ 第102回
リクアセ	リクアセの追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>CCS付火力が募集電源に追加されたことをふまえ、「年間CO2貯蔵率の達成」のリクワイアメントが追加されております ✓ 契約容量の発電に伴うCO2発生量に対するCO2貯蔵量の割合に対してリクワイアメントが課されます ✓ 達成状況に応じて、容量確保契約金額の10%又は20%の経済的ペナルティが科される場合があります</li> </ul>	制度検討作業部会 ▶ 第100回
	既存リクアセの変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>「脱炭素燃料の混焼率の達成」について、以下のとおりリクワイアメントの内容が緩和されます ✓ 設備利用率が40%を上回った場合は、その状況に応じて、リクワイアメントで求める混焼率を減ずる</li> </ul>	制度検討作業部会 ▶ 第102回
容量確保契約金額	補正方法・変更可能な要件の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>容量確保契約金額の金利・物価変動への対応として、応札価格に含まれる各費用での補正方法が追加されております ✓ 資本費・運転維持費・可変費・資本コストのうち、応札時に容量提供事業者が選択した費用について設定された指標を用いて補正します ※ 応札価格に含まれる費用を選択しない場合は、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正します</li> <li>事後的に費用が増加した場合、以下の対象電源及び発動基準に応じて、監視を経て認められた費用を容量確保契約金額へ算入可能となります ✓ 対象電源：供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量が30万kW以上の大型電源の新設・リプレース ✓ 発動基準：法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い事業者にとって他律的に発生し、事業者があらかじめ見積もることが困難だった費用が大幅に増加した場合</li> </ul>	制度検討作業部会 ▶ 第102回 ▶ 第104回

■ 制度検討作業部会などでの検討をふまえ、2024年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照元
他市場収益の還付	他市場収益の算定方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>「kWh収入」、「ΔkW収入」及び「非化石価値収入」以外の収入を他市場収入に算入するように変更となります 収入例</li> <li>✓ LNGタンクを第三者に利用させて得た収入</li> <li>✓ 水素・アンモニア燃料を転売して得た収入</li> </ul>	制度検討作業部会 ➤ 第104回
	市場退出の要件追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場退出が認められる要件である「水素・アンモニア支援制度又はCCS支援制度の適用が決まらない又は支援金額が低くなった場合」における対象事業者が以下のとおり追加されております</li> <li>✓ 燃料又はCCSサプライチェーン上で協業する本オークションに参加していないパートナー事業者</li> <li>✓ 更なる脱炭素化のための改修を行う前の電源で本契約を締結している容量提供事業者</li> <li>事後的な費用増加が発生した場合について、以下のとおり市場退出の要件が追加されております</li> <li>✓ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加したことにより市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量</li> </ul>	制度検討作業部会 ➤ 第100回 ➤ 第104回
契約等の変更	市場ペナルティの特例条件の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回の本オークションでの落札電源に限り、「水素・アンモニア支援制度又はCCS支援制度の適用が決まらない又は支援金額が低くなった場合」における市場退出ペナルティを科さない特例として以下の条件が追加されております</li> <li>✓ 水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の期限内に申請している場合に限り</li> </ul>	制度検討作業部会 ➤ 第104回

■ 特定の新設・リプレース投資について、法令対応等に伴い、容量提供事業者にとって他律的かつ事前に見積もることが困難な費用が増加した場合、契約単価を以下のとおり算定します。

対象電源	■ 供給力提供開始期限が10年以上かつ本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が30万kW以上の電源の新設・リプレース
発動基準	■ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用(建設費又は運転維持費)が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加した場合
増加金額の算定式	■ 増加した費用に対する増加金額を次の算式に基づき算定する <b>(1) 建設費が増加した場合※1</b> ((資本費の増加額-応札価格に算入した予備費)×応札年度の前年への補正係数+ 運転維持費の増加額×応札年度の前年への補正係数+資本コストの増加額×応札年度の前年への補正係数)×90% <b>(2) 運転維持費のみが増加した場合</b> 運転維持費(各年)の増加額×応札年度の前年への補正係数× 申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間終了年度までの残余年数×90%

ケースごとの契約単価の算定方法

費用増加のケース	期間前	当初の制度適用期間		新たに追加する制度適用期間	費用増加後の契約単価の算定式
		延長	新規設定		
(1) 建設費が増加した場合		申請 ▼ 工事完了	増加金額 当初の容量確保契約金額		$(\text{増加金額} + \text{当初の容量確保契約金額}) \div \text{契約容量} \div \text{当初の制度適用期間の年数}$
増加した建設費の工事が完了した時期が制度適用期間中の場合		申請 ▼ 工事完了	増加金額 当初の容量確保契約金額	制度適用期間① 当初の契約単価に対して、1.5倍以下となる最短の制度適用期間を設定	$(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額}) \div \text{契約容量} \div \text{制度適用期間①の年数}$
申請が制度適用期間中で工事完了日が当初の制度適用期間終了後の場合		申請 ▼ 工事完了 ▼	当初の容量確保契約金額	制度適用期間② 増加金額	$\text{増加金額} \div \text{契約容量} \div \text{制度適用期間②の年数}$
(2) 運転維持費のみが増加した場合		申請 ▼	増加金額 当初の容量確保契約金額	制度適用期間③	$(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額}) \div \text{契約容量} \div \text{制度適用期間③の年数}$

※1 制度適用期間を延長する場合は、延長期間に発生する建設費(経年改修費)、運転維持費、資本コストなどを増加金額に加算可能

- 本オークションは新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自ら又は他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレイス等及び改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資 LNG専焼火力の新設・リプレイスにおける新規投資（需給状況を鑑み、将来的に脱炭素化することを前提に対象）
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ <b>3～10万kW以上</b> （本オークションに参加可能な設備容量(送電端)ベース）
オークション方式	シングルプライス方式 ※地域間連系線に制約があり、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある	<b>マルチプライス方式</b>
供給力の提供期間	単年度	<b>原則20年</b> （20年より長期の提供期間を希望することも可能）
リクワイアメント	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 <b>供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守</b> 、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 <b>脱炭素燃料の混焼率、年間CO2貯蔵率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守</b>
容量提供事業者の収入	容量確保契約金額	<b>容量確保契約金額 - 事後的な還付額</b> ※ ※他市場収益の約9割にあたる金額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格つり上げ	応札価格、他市場収益

- 本機関では、本日ご説明した資料等を公表しています。
- また、制度見直し等があった場合には、当該内容を反映した資料を作成し、事業者向け説明の実施や資料公表等、様々な説明の機会を設けてまいります。



電力広域的運営推進機関  
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

Google 提供

会員専用  
会員情報管理システム

会員専用  
広域機関システム

会員専用  
スイッチング支援システム

容量市場  
容量市場システム

ホーム 広域機関とは 広域機関システム計画提出 スwitching 30分電力量 需要想定供給計画 広域系統長期方針整備計画 系統アクセス 容量市場・発電設備等の情報掲示板

トップ > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > お知らせ > 2024年度 > 容量市場 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）制度概要説明会の開催のご案内について

更新日：2024年7月11日

**容量市場 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）制度概要説明会の開催のご案内について**

容量市場・発電設備等の情報掲示板

- 容量市場
- 発電設備等の情報掲示板

長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）の制度概要についてご説明いたします。具体的には、長期脱炭素電源オークションの募集要綱、容量抛し金といった、発電事業者、小売電気事業者等の皆様に関係する内容となります。是非ご参加ください。

(参考)  
長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）

- 制度概要説明会 [資料](#) ・ [動画](#)（閲覧パスワード：TmMW34Pg）
- 制度詳細説明会 [資料](#) ・ [動画](#)（閲覧パスワード：tWuphd3b）

**1.日時**

2024年7月25日（木曜日） 14時00分～15時00分  
※申込状況により、開催時刻を変更する場合がございます。

**2.場所**

Web開催といたします。

■ スペシャルサイトでの制度の解説やYouTube、Facebook、Xによる発信も行っています。

容量市場かいせつスペシャルサイト



[かいせつ容量市場スペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関 ホームページ \(occto.or.jp\)](https://occto.or.jp)

容量市場かいせつスペシャルサイト  
長期脱炭素電源オークション特設ページ



[長期脱炭素電源オークションを知ろう! | 電力広域的運営推進機関ホームページ \(occto.or.jp\)](https://occto.or.jp)

Youtubeによる説明動画の配信



[電力広域的運営推進機関 - YouTube](https://www.youtube.com/channel/UC4834m4y)

Facebook, X による発信



[電力広域的運営推進機関 | Facebook](https://www.facebook.com/occto.jp)

[電力広域的運営推進機関 \(@occto\\_jp\) / X](https://twitter.com/occto_jp)

■ ご不明な点がございましたら下記窓口にお問い合わせください。

お問合せ内容	窓口	メールアドレス・URL (@は半角に変更して下さい)
脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@meti.go.jp
応札価格の監視に関するお問合せ	電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問合せ		bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp
長期脱炭素電源オークションに関するお問合せ（参加登録に関するものを含む）	電力広域的運営推進機関 容量市場 長期脱炭素電源オークション 問合せフォーム	<a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html</a>

- かいせつ容量市場スペシャルサイト : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/>
- 容量市場に関するお知らせ等 : <https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/index.html>
- 容量市場の在り方等に関する検討会 : <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
  - ✓ [第58回 容量市場の在り方等に関する検討会 \(2024年8月\)](#)
  - ✓ [第64回 容量市場の在り方等に関する検討会 \(2025年5月\)](#)
- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 :  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html)
  - ✓ [第八次中間とりまとめ \(2022年10月\)](#)
  - ✓ [第十一次中間とりまとめ \(2023年6月\)](#)
  - ✓ [第十八次中間とりまとめ \(2024年8月\)](#)
  - ✓ [第100回 制度検討作業部会 \(2025年2月\)](#)
  - ✓ [第102回 制度検討作業部会 \(2025年4月\)](#)
- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 :  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/jisedai\\_kiban/system\\_review/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/index.html)
  - ✓ [第103回 制度検討作業部会 \(2025年5月\)](#)
  - ✓ [第104回 制度検討作業部会 \(2025年6月\)](#)
  - ✓ [第二十二次中間とりまとめ \(案\) \(2025年6月\)](#)
  - ✓ [長期脱炭素電源オークションガイドライン \(案\)](#)
- 電力・ガス取引監視等委員会 : <https://www.egc.meti.go.jp/>
  - ✓ [長期脱炭素電源オークションについて](#)
  - ✓ [第1回 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会](#)